高崎市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年高崎市条例第六十二号）第三条第二項別表第一に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成二十八年三月三十一日まで

平成二十五年三月二十九日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
群馬県住宅供給公社
理事長　林　宣夫

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、行田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
行田市市営住宅管理条例施行規則（平成十年行田市規則第二十一号）別表に掲げる市営住宅等

三　管理の内容
イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
平成二十五年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで

平成二十五年三月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目一二四番地埼玉県大宮合同庁舎
埼玉県住宅供給公社
理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、鶴ヶ島市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
鶴ヶ島市市営住宅条例（平成十六年鶴ヶ島市条例第八号）第四条に掲げる市営住宅等

三　管理の内容
イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
平成二十五年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

平成二十五年三月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目一二四番地埼玉県大宮合同庁舎
埼玉県住宅供給公社
理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川口市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
川口市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成十年川口市規則第五号）別表第一の一及び別表第二の一に掲げる市営住宅等

三　管理の内容
イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
平成二十五年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

平成二十五年三月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目一二四番地埼玉県大宮合同庁舎
埼玉県住宅供給公社
理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、深谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
深谷市営住宅管理条例施行規則（平成十八年深谷市規則第百八十五号）別表に掲げる市営住宅等

三　管理の内容
イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
平成二十五年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

平成二十五年三月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目一二四番地埼玉県大宮合同庁舎
埼玉県住宅供給公社
理事長　前田　一彦

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
静岡県県営住宅条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）第二条別表左欄に掲げる名称

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
㈠　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
㈡　静岡県県営住宅条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
㈢　県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十五年四月一日から
平成二十六年三月三十一日まで

平成二十五年三月二十九日

静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

第４期決算公告

平成25年3月29日　山形県東根市大字東根甲5400番地2
昭和電工ＨＤ山形株式会社
代表取締役社長　石川　二朗

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,946	流動負債	5,735
固定資産	5,078	固定負債	236
		株主資本	4,242
		資本金	450
		資本剰余金	450
		資本準備金	450
		利益剰余金	3,342
		その他利益剰余金	3,342
		（うち当期純利益）	(2,549)
		評価・換算差額等	△189
		繰延ヘッジ損益	△189
資産合計	10,025	負債・純資産合計	10,025

（注）１株当たりの当期純利益　141,655円94銭